

越監告示第9号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、議会事務局の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成31年3月26日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

記

1 監査の執行期間

平成31年1月24日(木)から28日(月)

2 監査の対象

平成30年1月から平成30年12月末日までの所管業務全般

3 監査方法

- (1) 都市監査基準等に基づく審査
- (2) 提出資料、関係職員の説明聴取

4 監査結果

概ね適正に執行されていると認められた。